

# 令和4年度税制改正により、 地方拠点強化税制は さらにメリットが向上します！

- ✓ 適用期限を延長します！
  - **令和6年3月末まで**、2年間の延長
- ✓ 優遇の対象範囲を拡大します！
  - 「**情報サービス事業部門**」の追加
  - 「自治体により**情報通信環境が整備されている地域**」の追加
- ✓ 要件の緩和・廃止により、メリットが向上します！
  - 従業員の**増加数が1名でも適用可能**に
    - （整備計画（中小企業）：2名以上 → **1名以上**に緩和  
雇用促進税制：2名以上 → 要件を**廃止**）
  - 大規模な拠点整備に対してさらなる後押し
    - （オフィス減税：2年以内に整備完了 → **3年以内**に緩和  
雇用促進税制：整備完了後に雇用した従業員のみ  
→ **整備完了前の雇用**も適用）
- ✓ 事務負担が軽減されます！
  - 雇用促進計画の**提出期限の延長**

制度の詳細は裏面をチェック ✓

※関連法案は令和4年3月22日成立、同年4月1日より施行されます。

※詳細な要件については、担当部局までお問い合わせください。



内閣府地方創生推進事務局

## 地方拠点 強化税制

### 地方拠点強化税制とは？

- 企業が**本社機能**の全部/一部を、
- ✓ **東京23区**から**地方に移転**する場合、
  - ✓ **地方で拡充/東京23区以外**から**地方に移転**する場合、**オフィス減税**や**雇用促進税制**の適用を受けることができます。

※ 都道府県から、一定の条件を満たす**事業計画**の**認定**を受けた企業が対象

## オフィス 減税

### オフィス減税とは？

地方で**本社機能を有する施設**を**新設/増設**する場合に、**建物等の取得価額**に応じて、**特別償却/税額控除**を受けられます。

- ✓ 対象となる施設：**事務所、研究所、研修所**（※工場や店舗は対象外）  
※ 業種の指定はありませんが、営業や製造部門など特定部門の事務所は原則対象外
- 東京23区から地方へ移転する場合（移転型事業）  
特別償却：**25%** or 税額控除：**7%**
- 地方で拡充する場合/東京23区以外から地方へ移転する場合（拡充型事業）  
特別償却：**15%** or 税額控除：**4%**

## 雇用促進 税制

### 雇用促進税制とは？

地方で**新たに従業員を雇い入れる**場合などに、その**増加数**に応じて、**税額控除**を受けられます。

- ✓ 対象となる従業員：  
地方で**新たに雇用**、または**地方に転勤**した従業員（正規雇用）  
※ 原則として、**企業全体で増加した従業員数**が上限
- 移転型事業  
初年度の税額控除：一人当たり、最大 **90万円**  
3年間の適用期間における税額控除：一人当たり、最大 **170万円**  
このうち、最大 **120万円**は、**オフィス減税と併用可能**
- 拡充型事業  
初年度の税額控除：一人当たり、最大 **30万円**

※ 税額控除額は、要件によって異なります。詳細は担当部局までお問い合わせください

< 詳細な要件、ご不明な点、ご相談などについては、担当部局までお問い合わせを！ >

お問合せ先

(地方拠点強化税制全般・オフィス減税)

**03-3501-1697**

内閣府 地方創生推進事務局  
(経済産業省 地域経済活性化戦略室内)

(雇用促進税制)

**03-3502-6770**

内閣府 地方創生推進事務局  
(厚生労働省 雇用政策課内)

< その他、都道府県で独自の支援制度を設けている場合がありますので、各都道府県にもお問合せください！ >